(平成30年1月29日 第4回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会)より抜粋

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

放課後児童クラブの概要

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉: 平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(平成29年5月現在)

○クラブ数 24,573か所

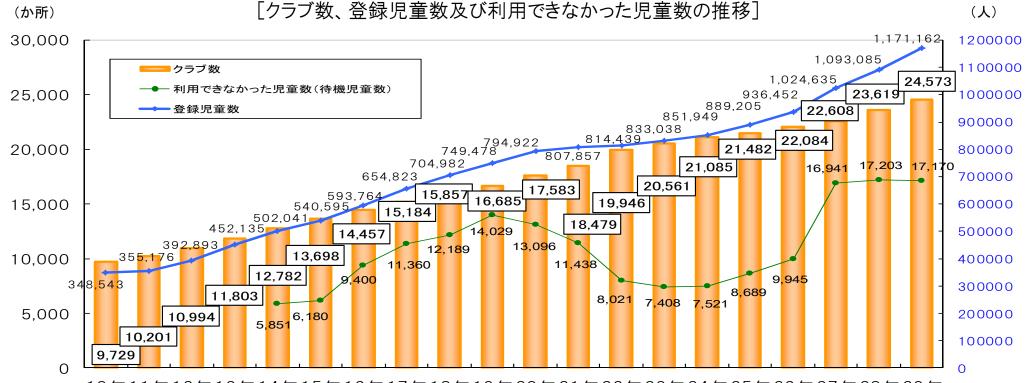
(参考:全国の小学校19.628校)

- 〇支援の単位数 30,003単位(平成27年より調査)
- 〇登録児童数 1,171,162人
- 〇利用できなかった児童数(待機児童数) 17, 170人

【今後の展開】

○「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)を 踏まえ、

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30 万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。 さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。



10年11年12年13年14年15年16年17年18年19年20年21年22年23年24年25年26年27年28年29年

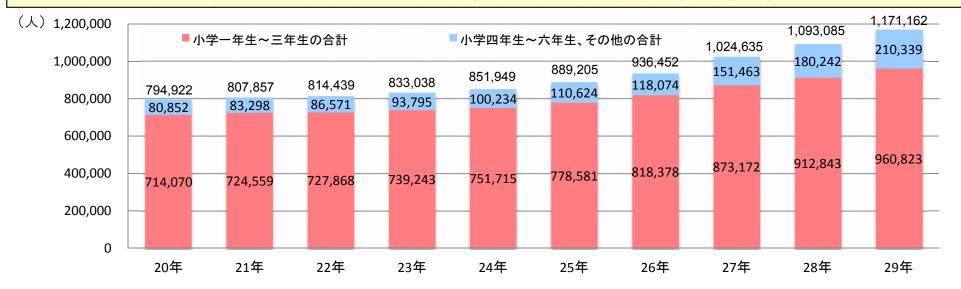
※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移について

【登録児童数の低学年・高学年別の推移】

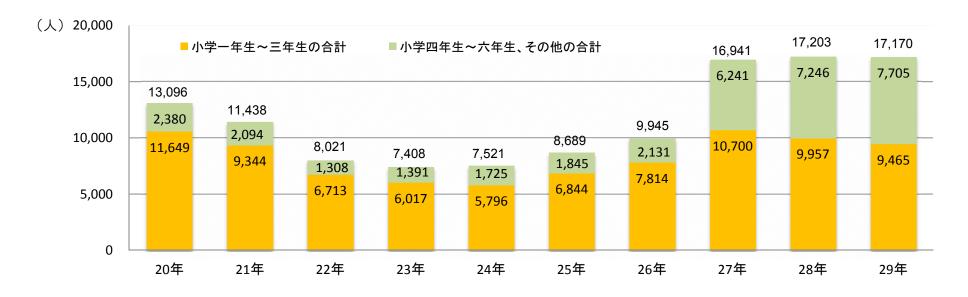
※平成29年5月1日現在(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

〇低学年・高学年児童ともに年々増加傾向にあるが、特に平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年児童等の数は平成28年度は対前年19%増、平成29年度は17%増と大幅に増加している。



【利用できなかった児童数(待機児童数)の低学年・高学年別の推移】

〇平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年等の待機児童数が平成27年度から大幅に増加 している。

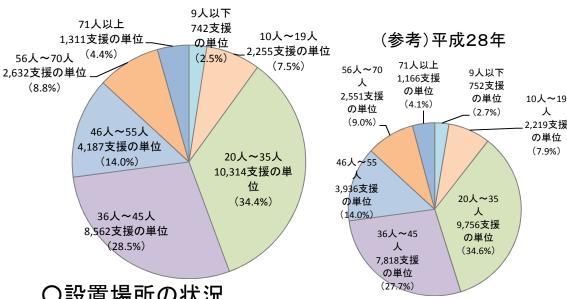


放課後児童クラブの現状(1)

※平成29年5月1日現在 (保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

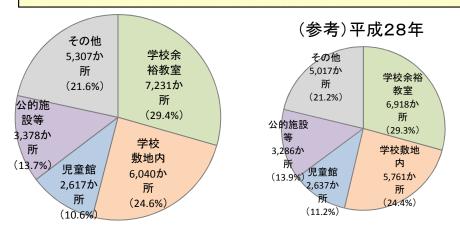
○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別でみると、45人までの 支援の単位が全体の約73%を占めている。



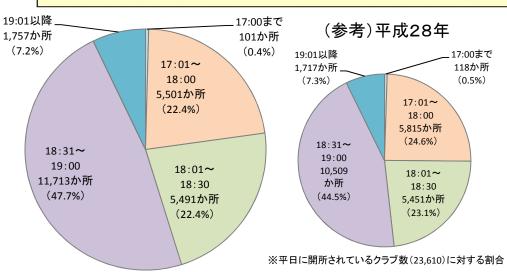
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校 敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計 が約54%、児童館・児童センターが約11%で あり、これらで全体の約65%を占めている。



〇終了時刻の状況(平日)

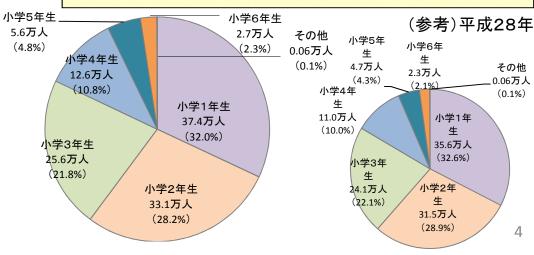
18時半を超えて開所しているクラブが全体の約55% を占めており、増加傾向にある。



※平日に開所されているクラブ数(24,563)に対する割合

○学年別登録児童数の状況

小学1年生から3年生までで全体の約82%を占めて いる。また、小学4年生から6年生の占める割合は約 16%から約18%と増加傾向にある。

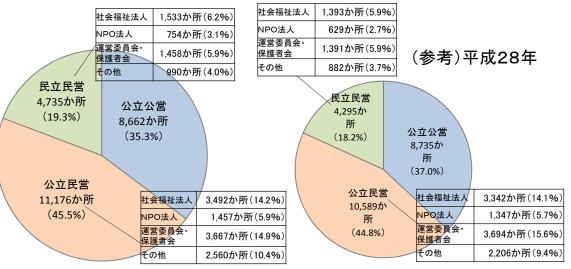


放課後児童クラブの現状②

※平成29年5月1日現在 (保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

〇設置•運営主体別実施状況

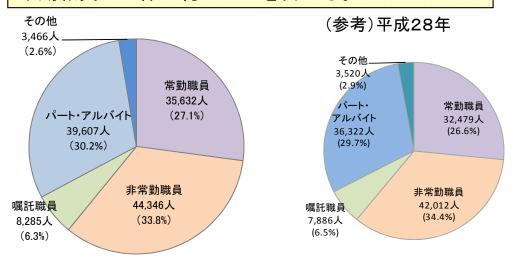
設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が 全体の約35%、公立民営のクラブが約46%、 民立民営が約19%を占めている。



○放課後児童支援員等の状況

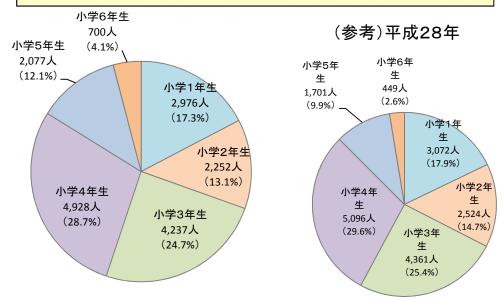
①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約27%を占める。



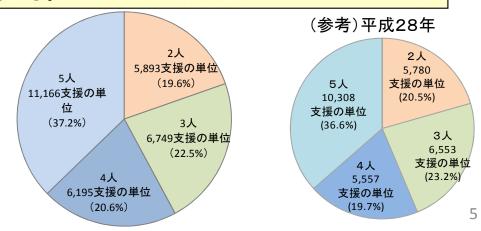
○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況でみると、小学4年生以上の占める割合は約42%から約45%へと増加している。(小学1~4年生の各学年は、前年より減少)



②支援の単位あたりの人数

5人以上配置しているところが全体の約37%を 占める。



放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの 設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- 〇 このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)を策定・公布した

<主な基準>

※職員のみ従うべき基準(他の事項は参酌すべき基準)

支援の目的(参酌すべき基準) (第5条)

○ 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員(従うべき基準) (第10条)

- 放課後児童支援員 (※1) を、支援の単位ごとに2人以上配置(うち1人を除き、補助員の代替可)
- ※1 保育士、社会福祉士等(「児童の遊びを指導する者」の資格を基本)であって、都道府県知事が行う研修を修了した者(※2)
- ※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数 (参酌すべき基準) (第18条)

- 原則1年につき250日以上
- ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、 事業を行う者が定める

設備(参酌すべき基準) (第9条)

- 専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための 機能を備えた部屋又はスペース)等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模(参酌すべき基準) (第10条)

○ 一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、 おおむね40人以下

開所時間(参酌すべき基準) (第18条)

- 土、日、長期休業期間等(小学校の授業の休業日)
 - → 原則1日につき8時間以上
- 平日(小学校授業の休業日以外の日)
 - → 原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して 事業を行う者が定める

その他 (参酌すべき基準)

○ 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対 応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

総合的な放課後対策について

政府における放課後対策に関する主な経緯

放課後子どもプランの推進(平成19年度から実施)

放課後児童クラブ(厚生労働省)と放課後子供教室(文部科学省)の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等 【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室を別々に行うなど連携が不十分

新たな「放課後子ども総合プラン」の策定

【平成26年3月19日:経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

安倍総理から、「小1の壁」の打破のため、<u>下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣が協力し、両省の関連施策の一体</u>運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランの策定について指示。

【平成26年5月22日:安倍総理大臣 一体型施設を視察】

放課後児童クラブと放課後子供室の一体型施設である、横浜市立中丸小学校「放課後キッズクラブ」を視察。視察終了後、「放課後子どもプランを更に拡充し、5年間で放課後児童クラブの約30万人分の受け皿を確保する」旨発言。

【平成26年5月28日:産業競争力会議 課題別会合】

~田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より「放課後子ども総合プラン」の策定方針を提示~

【平成26年6月24日:「日本再興戦略」改訂2014一未来への挑戦(閣議決定)】 いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて、「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。

趣旨•目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

取組の理	別別	放課後児童クラブ(厚生労働省)
趣旨	すべての子供を対象 として、学習支援や多様なプログラムを実施	共 <u>働き家庭などの小学校に就学している児童を対象</u> として、 放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H30予算案	60.1億円の内数(29予算額:64.3億円の内数)	799.7億円(29予算額:725.3億円)
実施か所数(クラブ児童数)	17,615か所(平成29年9月) (一体型)4,55	24,573か所(1,171,162人) (平成29年5月) 4カ所(平成29年5月)
実施場所	小学校 69.1%、その他(公民館、中学校など)30.9%(平成29年9月)	小学校 54.0%、その他(児童館、公的施設など)46.0%(平成29年5月)

今後の方向性

【4つの推進方策】

- ○市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- ○学校施設の徹底活用
- ○共通プログラムの充実
- ○総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる 国全体の目標(平成31年度末まで)

- ■全小学校区(約2万か所)で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備(約94万人⇒約122万人)
- ■新規開設分の約80%を小学校内で実施

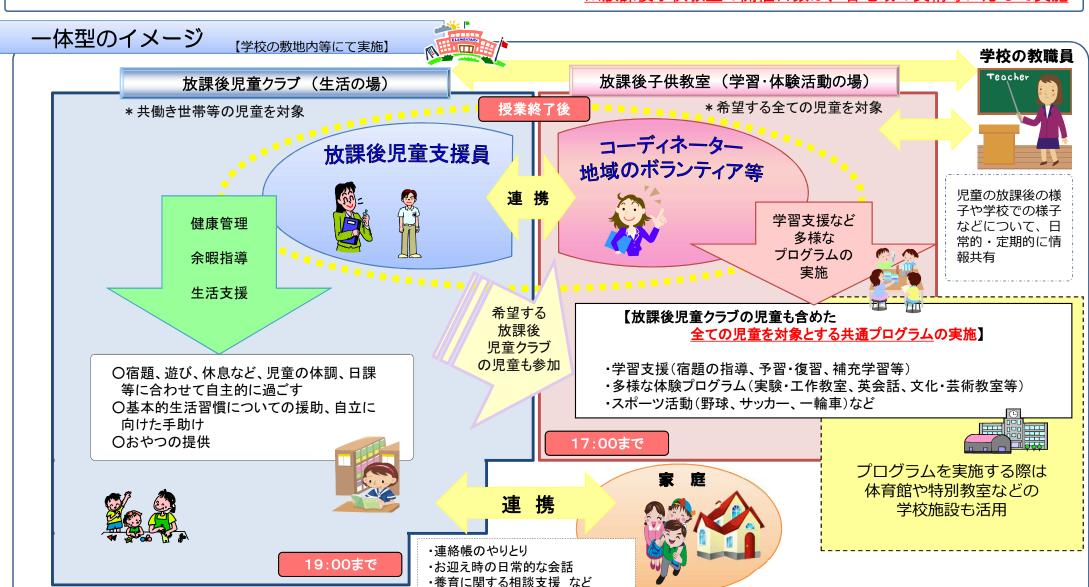
新しい経済政策パッケージ (平成29年12月8日閣議決定) 【抜粋】

「放課後子ども総合プラン」に 基づく2019年度末までの約 30万人分の新たな受け皿確 保を、2018年度までに前倒 しする。

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組(ある自治体の例を参考に作成)

一体型とは

- ○共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- ○活動場所は学校の余裕教室や特別教室(家庭科室や理科室、ランチルーム等)、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用 ※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施



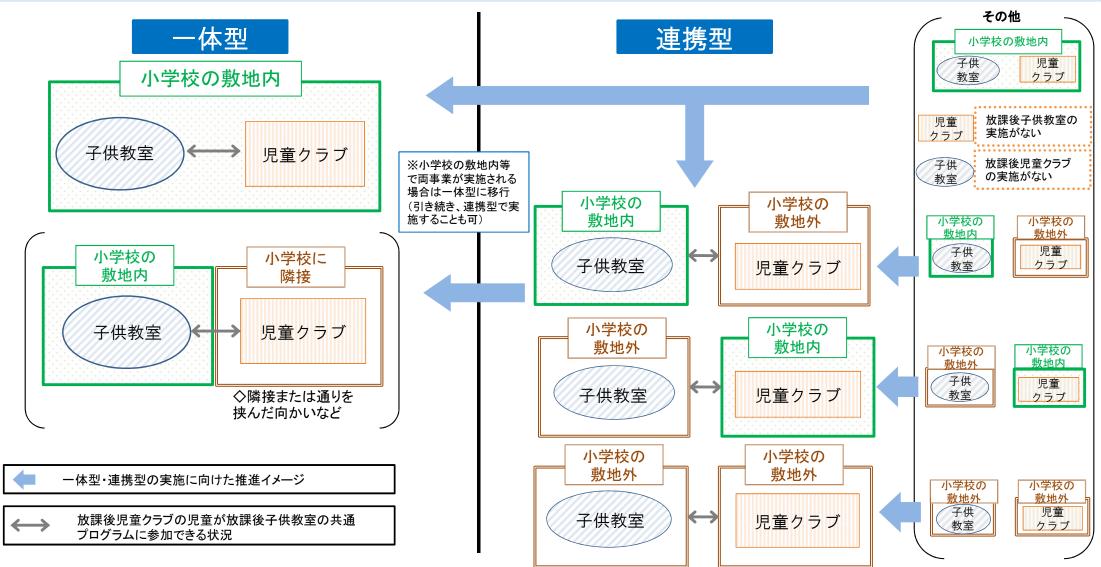
放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型・連携型の実施に向けた推進イメージ 平成26年12月26日現在

「放課後子ども総合プラン」

(平成26年7月策定)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等を進める。

平成31年度末までに放課後児童クラブと放課後子供教室を全小学校区(2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型として実施を目指す。



- ※放課後児童クラブと放課後子供教室の実施場所が逆の場合も同様に考える。
- ※一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。
- ※連携型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあって、放課後子供教室が実施する共通プログラムに、放課後 児童クラブの児童が参加できるものをいう。